

郡山市アグリテック普及推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び労働不足にある本市の農業において、農作業の効率化及び生産性の向上を図るため、農業におけるICT等の先端技術（以下「アグリテック技術」という。）を導入する農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。次号において「法」という。）第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの。
- （3）認定農業者 市から法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- （4）認定新規就農者 市から法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- （5）市税等 個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。
- （6）農業法人 市農業委員会において農地法（昭和27年法律第229号）又は、法による農地の権利移転の許可を受けた法人及び本市の認定農業者である法人をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）地域計画における農業を担う者に位置付けられている者及び位置付けられることが確実である者
- （2）認定農業者又は認定新規就農者を含む3戸以上の農業者で組織する団体

（対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が農業経営規模、農業収入若しくは生産性の向上又は農業労働時間若しくは経営コストの削減を目的としたアグリテック技術の導入等を行う事業（以下「補助事業等」という。）に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、補助対象経費の総額が15万円以上のものとする。

- （1）機器等購入費（施工費を含む。）

- (2) 機器等リース費（施工費を含む。）
- (3) アグリテック技術利用料（通信費を除く。）
- (4) 講習会又は免許取得等アグリテック技術導入のための資格取得に係る経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 補助対象経費については、同一申請者からの同製品は再度申請ができないこととし、また、前項2号及び3号等の対象経費については採択された事業実施年度を超えての費用を含めないこととする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費等の総額の10分の3以内で予算の範囲内で定める額とし、150万円を上限とする。

なお、対象経費の農業法人からの申請時においては、200万円を上限とする。

（事業計画の承認）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「申請予定者」という。）は、補助金の交付を申請する前に次に掲げる書類を作成し、その内容について市長の承認を得なければならない。

- (1) 郡山市アグリテック普及推進事業実施計画書（第1号様式）
- (2) 見積書等アグリテック技術の導入等に係る費用の内訳がわかる書類
- (3) パンフレット等導入する機器等の仕様がわかる書類
- (4) 申請予定者が第3条第3号に該当する場合は、構成員名簿及び規約
- (5) 申請予定者の市税等の納付状況を調査するために必要な同意書（申請予定者が法人以外の団体である場合は、構成員全員の同意書）（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類を審査し、その内容が適切と認められる場合は、申請予定者に郡山市アグリテック普及推進事業実施計画承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の審査に際し、アグリテック技術の普及推進を図り農業者の経営改善を支援するために市が設置した郡山市アグリテック推進研究会に意見を求めることができる。

（交付の申請）

第7条 前条第2項の規定により承認の通知を受けた者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1項の

補助事業等実施計画書は前条第 1 項の規定による市長の承認を受けた郡山市アグリテック普及推進事業実施計画書とし、同条第 2 号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書(第 4 号様式)とする。

(軽微な変更の範囲)

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 3 に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 補助金の交付の目的外に使用しないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保存すること。
- (4) 補助事業等により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運営を図ること。
- (5) 補助事業等に関する契約の相手方は入札又は見積合せの方法により決定すること。

(入札結果報告書)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業等に関する契約の相手方を決定したときは、速やかに郡山市アグリテック普及推進事業入札(見積合せ)結果報告書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更等承認申請)

第 11 条 規則第 9 条第 1 項に規定する市長が必要と認めて指示する書類は、補助事業等の変更内容が確認できる書類とする。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、当該完了の日から 2 か月以内又は事業が完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに規則第 14 条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書(第 6 号様式)とし、規則第 14 条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市アグリテック普及推進事業実績報告書(第 7 号様式)
- (2) 導入機器等の納品書及び領収書

(3) 補助事業等の実施状況が分かる写真

(額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、規則第 15 条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合及び交付決定額と確定額が同額の場合は、当該通知を省略することができる。

(概算払)

第 14 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第 15 条 規則第 20 条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。
- (2) 補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金に係る財産の制限の期間と同じ期間とする。

2 規則第 20 条第 3 号に規定する別に指定するものは、その取得価格が 10 万円以上のものとする。

(実施状況の定期報告等)

第 16 条 補助事業者等は、事業実施年度から 3 年間、郡山市アグリテック普及推進事業実施状況報告書（第 8 号様式）を作成し、翌年度の 4 月末日までに報告するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。